

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 地震による被害

J-SHIS (地震ハザードステーション) の地震ハザードカルテ (2024年基準) によると、いの町役場本庁舎や中小・小規模事業者が多く立地する「いの町付近」では、今後30年間に震度6弱の地震が発生する確率は75.1%、震度6強では47.2%とされている。

また、いの町吾北総合支所や本川総合支所が立地する「いの町上八川下分付近」および「いの町長沢付近」における今後30年間の発生確率は、震度6弱がそれぞれ25.7% (上八川下分付近)、41.7% (長沢付近)、震度6強では0.8%と3.7%となっている。



地震ハザードカルテ 2024年基準

メッシュコード	中心緯度、経度	住所	標高	メッシュ内人口
5033235433	33.5490N,133.4266E	高知県吾川郡いの町 付近	18m	250~300人

**総合評価**

ランクA~Eの詳細は <https://www.j-shis.bosai.go.jp/karte-manual> をご覧ください。

**30年、50年地震ハザード**

超過確率の値[%] 今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。	30年	震度5弱	90.4
		震度5強	81.3
		震度6弱	75.1
		震度6強	47.2
震度の値 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。	30年	3%	7(6.5)
		6%	6強(6.4)
	50年	2%	7(6.5)
		5%	6強(6.4)
		10%	6強(6.4)
		39%	6強(6.1)
地表の最大速度の値[cm/s] 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる地表の最大速度の値です。	30年	3%	173.5
		6%	154.3
	50年	2%	189.5
		5%	165.1
		10%	145.6
		39%	101.8

メッシュコード	中心緯度、経度	住所	標高	メッシュ内人口
5033327731	33.6469N,133.3391E	高知県吾川郡いの町上八川下分 付近	182m	0~50人

**総合評価**

ランクA~Eの詳細は <https://www.j-shis.bosai.go.jp/karte-manual> をご覧ください。

**30年、50年地震ハザード**

超過確率の値[%] 今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。	30年	震度5弱	79.0
		震度5強	70.1
		震度6弱	25.7
		震度6強	0.8
震度の値 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。	30年	3%	6弱(5.8)
		6%	6弱(5.7)
	50年	2%	6弱(5.9)
		5%	6弱(5.8)
		10%	6弱(5.7)
		39%	5強(5.4)
地表の最大速度の値[cm/s] 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる地表の最大速度の値です。	30年	3%	70.2
		6%	62.2
	50年	2%	77.1
		5%	66.8
		10%	58.6
		39%	40.4

	メッシュコード	中心緯度、経度	住所	標高	メッシュ内人口
	5033427421	33.7260N,133.3078E	高知県吾川郡いの町長沢 付近	597m	0~50人

**総合評価**

ランクA~Eの詳細は <https://www.j-shis.hosai.go.jp/karte-manual> をご覧ください。

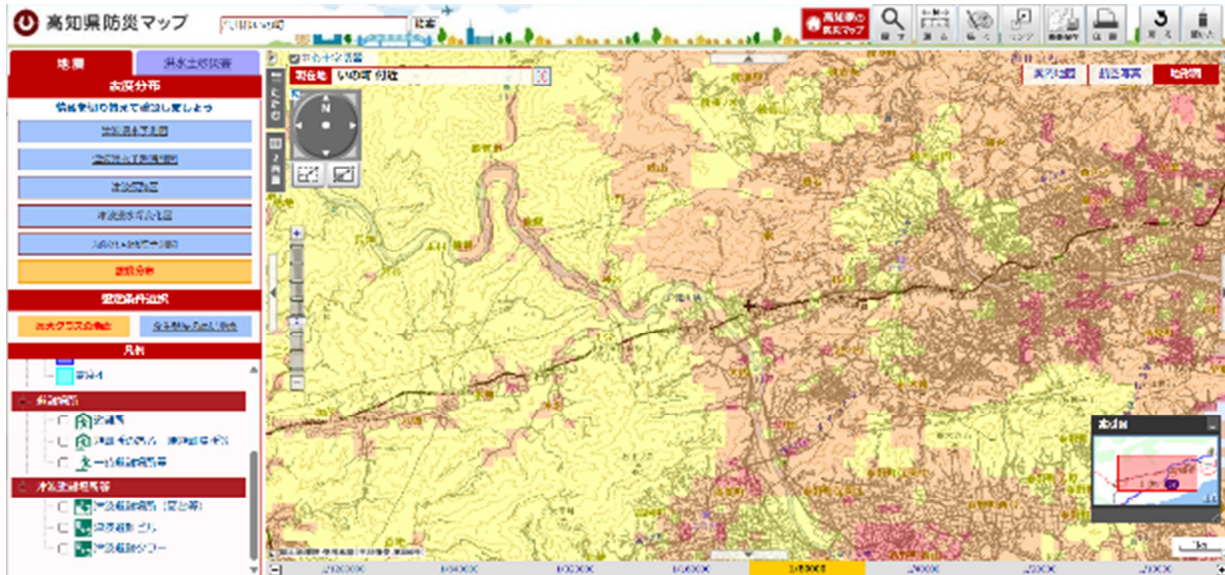
**30年、50年地震ハザード**

超過確率の値[%] 今後30年間にある震度以上の揺れに見舞われる確率の値です。	30年	震度5弱	82.1
		震度5強	74.4
		震度6弱	41.7
		震度6強	3.7
震度の値 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる震度の値です。	30年	3%	6強(6.0)
		6%	6弱(5.9)
	50年	2%	6強(6.0)
		5%	6弱(5.9)
地表の最大速度の値[cm/s] 今後30年または50年間にある値以上の確率で見舞われる地表の最大速度の値です。	30年	3%	88.2
		6%	77.7
	50年	2%	97.3
		5%	83.7
		10%	73.0
		39%	49.4

J-SHIS (地震ハザードステーション) の地震ハザードカルテ 2024年基準より抜粋

また、高知県防災マップ（震度分布）によると、最大クラスの地震が発生した場合、いの町の最大震度は7と予測されており、強い揺れによる建物や設備への甚大な被害が想定される。特に町内には谷底低地に位置する地域が多く、地盤増幅率は1.32と全国上位13%に入る「揺れやすい地盤」であることから、地震による揺れの影響がさらに大きくなる可能性がある。

<高知県防災マップより抜粋※最大クラスの地震発生時>



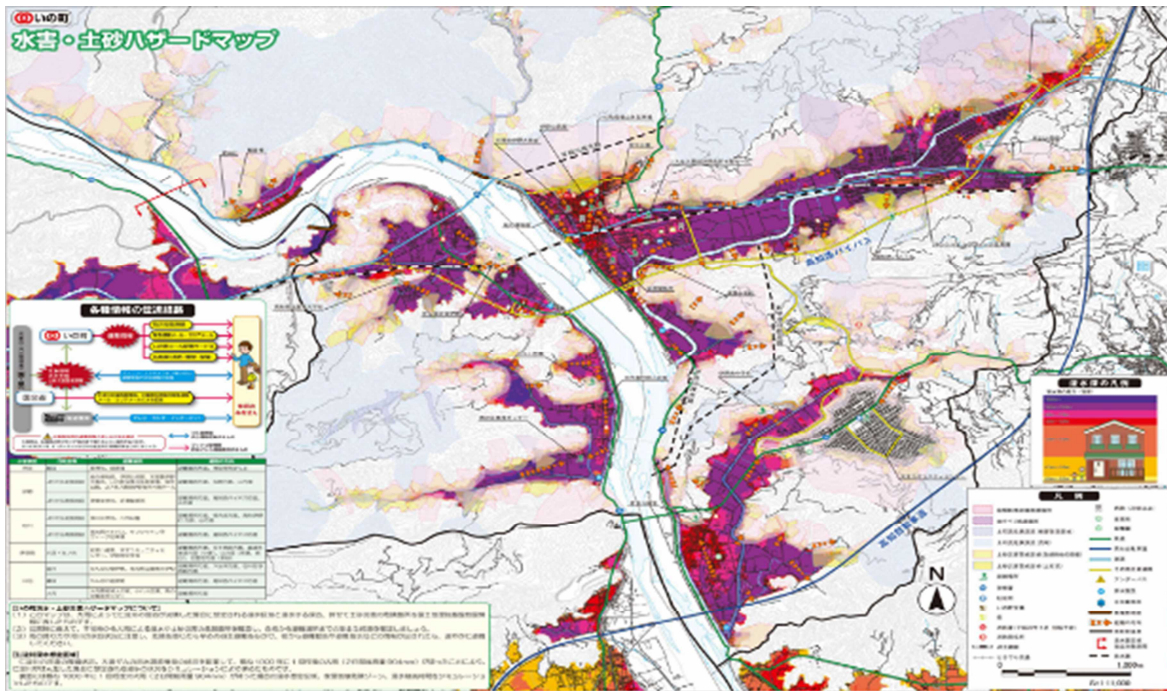
## 2) 大雨による水害

当町は、一級河川仁淀川及びその支川である宇治川の流域に位置し、河川に囲まれた地形的特徴から、水害リスクの高い地域である。特に宇治川は勾配が緩やかで、仁淀川本川の水位の影響を受けやすく、これまでも支川の増水や内水氾濫により浸水被害が発生している。また、気象条件の面からも水害リスクが高い地域であり、象庁の観測データによると、高知地方気象台高知観測所（高知市）における過去20年間（平成17年～令和6年）の年間平均降水量は2,652.4ミリであるのに対し、町内の本川観測所では3,009.8ミリを記録している。これは高知市（平野部）を上回る降水量であり、全国的にも多雨地域の一つとして位置づけられる。

### 【仁淀川】

仁淀川は、当町において特に大きな被害をもたらすおそれのある洪水リスクの高い河川である。当町の「水害・土砂ハザードマップ」によると、想定最大規模降雨として48時間総雨量904ミリを想定した場合、町内の広い範囲で浸水が発生するとされている。中でも浸水深5メートル以上の区域は早期立ち退き避難が必要な区域とされ、木造2階建て住宅が全階水没するおそれがある。さらに、50センチ以上の浸水が長時間続く区域も確認されており、浸水が長期化する場合には屋内での垂直避難のみでは対応が困難となるおそれがある。

<いの町 水害・土砂ハザードマップより抜粋>







### (3) これまでの取組み

#### ①いの町の取組み

- ・いの町地域防災計画の策定
- ・いの町業務継続計画等、諸計画の策定
- ・いの町地震火災対策計画の策定
- ・防災教育・啓発活動の実施
- ・災害備品等の備蓄
- ・その他付随する対策

#### ②いの町商工会の取組み

- ・事業継続力強化計画認定制度の周知
- ・いの町商工会事業継続計画（BCP）策定、運用
- ・高知県火災共済協同組合、ジブラルタ生命保険(株)、東京海上日動火災保険(株)等と連携した各種共済制度の加入促進
- ・災害備品の備蓄
- ・感染症対策として事務所内感染予防対策の実施

## II 課題

- ①いの町商工会（本所・支所）の建物は、南海トラフ地震など大規模災害が発生した際には、被災リスクが非常に高く、商工会業務を継続するための代替施設を確保する必要がある。
- ②地区内小規模事業者に対し、自然災害や感染症拡大において発生が予想される被害やその対策の周知が十分にできていない。
- ③地区内小規模事業者に対し国及び高知県の施策の周知やBCP策定支援事業が十分に実施できていない。
- ④発災時における連絡体制や町内被害状況の確認範囲、被害額の算定方法が不明確。
- ⑤発災時の具体的な対応と行動について、当期職員内で周知徹底や訓練が出来ておらず、職員の防災スキル向上についても課題となっている。

## III 目標

- ①発災後から長期に亘り事業所支援が実施できるよう、代替施設の確保に努める。
- ②小規模事業者に対し災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、対策を検討支援する。またその際必要に応じて保険会社等と連携支援ができる体制を構築しておく。
- ③国及び県の施策を周知し、特に簡易版BCPである事業継続力強化計画の策定支援を実施する。
- ④発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当村における被害情報報告体制・方法を明確化する
- ⑤発災時の初動対応・応急対応の体制を確立し、また高知県防災士養成講座の受講等を通じ当会職員の防災スキルを向上させる。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を行う。

#### 〈1、事前の対策〉

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップや感染症ガイドライン等を活用して、各事業所が立地する場所の自然災害等リスク、感染症等リスクの周知に努める。
- ・発災時、感染症拡大時の事業停止（休止）リスクを軽減するための取組として、各種損保加入推進、国や県の支援策の周知等を行う。
- ・BCP および事業継続力強化計画作成の必要性をセミナーや巡回により周知するとともに、計画策定支援を行い、実効性のある取組の推進や、効果的な訓練などについて指導及び助言を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症の経験をもとに、感染症が社会や経営に及ぼす影響を周知する。またマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT化やテレワーク環境整備のための情報や支援策の提供を行う。

#### 2) 小規模事業者に対する災害対策向け県制度の紹介周知

- ・高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度
  - ・高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金制度
  - ・南海トラフ地震・節電対策融資制度
  - ・高知県災害復旧融資制度
  - ・高知県災害対策特別融資制度
- 以上について周知を図る。

#### 3) 商工会自身の事業継続計画

- ・当会は平成31年4月にBCPについて実効性を高めたものに刷新し、定期的に見直しを行っている（別添参照）。

#### 4) 高知県南海トラフ地震対策優良取組事業認定の取得

- ・現在高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所の認定は受けていない。商工会館被災時において、災害対応を長期的に行うための代替施設の確保と職員の資質向上（防災士資格取得等）が課題となっている。当計画の実行、推進と並行して行政と協議を進め、商工会館被災時の代替施設の確保と防災士資格を持つ職員を育成後、2年以内を目途に認定を目指す。

#### 5) 関係団体等との連携

- ・四国経済産業局や独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携し、事業継続力強化計画策定セミナー等を開催する。また、全国商工会連合会と「小規模事業者等のリスクマネジメント支援」に関する協定を結んでいる、東京海上日動火災保険㈱や、各種支援ツールを提供頂いている、あいおいニッセイ同和損保㈱の協力を仰ぎ、効果的な支援や損害保険の紹介を行う。

#### 6) フォローアップ

- ・地区内小規模事業者の事業者BCPや事業継続力強化計画の策定状況を確認し、未策定事業者への啓発、計画見直しが的確に行われているかのフォローアップを行う。

#### 7) 当該計画に係る訓練の実施

- ・前掲Ⅰ現状（1）地域の災害リスクで取り上げた自然災害が発生したと仮定し、当商工会と当

町との連絡ルート・手法について毎年度初めに確認する（訓練は必要に応じて実施）。

## 〈2、発災時の対策〉

発災時には人命救助を第一とし、そのうえで次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

#### (a) 職員の安否確認

- ・勤務時間内の場合は発災後速やかに職員の安否確認と来訪顧客の安全確認を実施し報告する。また、地域における家屋被害や道路状況等、把握した範囲の大まかな被害情報を速やかに当会と当町で共有し、当会の災害対策本部の設置並びにBCPの発動及び応急対策の実施可否の確認を行う。
- ・夜間や休日の場合は職員自ら身の安全確保に努め、安否情報は緊急連絡網を活用し発災後速やかに報告する。なお、夜間・休日の発災時の職員参集範囲については、事務局長および経営指導員とするが、二次災害の防止を図るため、通行止めや警報が出ている場合は解除後に出勤する。
- ・情報共有、報告、確認等を行ううえでの情報通信手段については、LINEグループ、携帯電話を主に利用して行う。
  - ①職員本人及び家族の被災状況
  - ②職員本人及び家族、周辺家屋の被害状況
  - ③職員本人の出勤経路における道路状況
  - ④その他業務遂行に影響する被害

#### (b) 商工会施設の被害状況の確認

- ・津波災害や地震による設備の損壊が発生した際には、現在の施設において応急対応を実施する事が困難となる可能性がある。施設の被害状況の確認を事務局長および経営指導員が行い、応急対策が実施困難と判断された場合には代替施設にて応急対策を実施する。

#### (c) 感染症の発生時

- ・各種感染症が国内で発生した際には、国・県等の指針に従い、感染予防対策を実施する（検温による職員の体調確認・パーティションの設置・職員の手洗い・マスク着用の徹底等）。また職員や家族に感染者（濃厚接触者）が出た場合については、拡大を防ぐため同指針に従い濃厚接触者の特定や自宅待機等の対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・災害の規模や被害状況等を情報収集し連絡体制を迅速に行い、応急対策を講ずる場合は、当会と当町の間で協議のうえ被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。想定する応急対応の内容は概ね次の判断基準とする。

### 被害規模の目安と想定する応急対策

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	◎地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ◎地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している ◎被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは連絡網が遮断されており確認ができない	◎緊急相談窓口の設置・相談業務 ◎被害調査・経営課題の把握業務 ◎復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	◎地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している	◎緊急相談窓口の設置・相談業務 ◎被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	◎目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

効果的な応急対策を実施するためには、当町が実施する応急対策の活動情報を共有しておくことが重要となるので、被害情報等について以下に定める頻度で共有を行う。

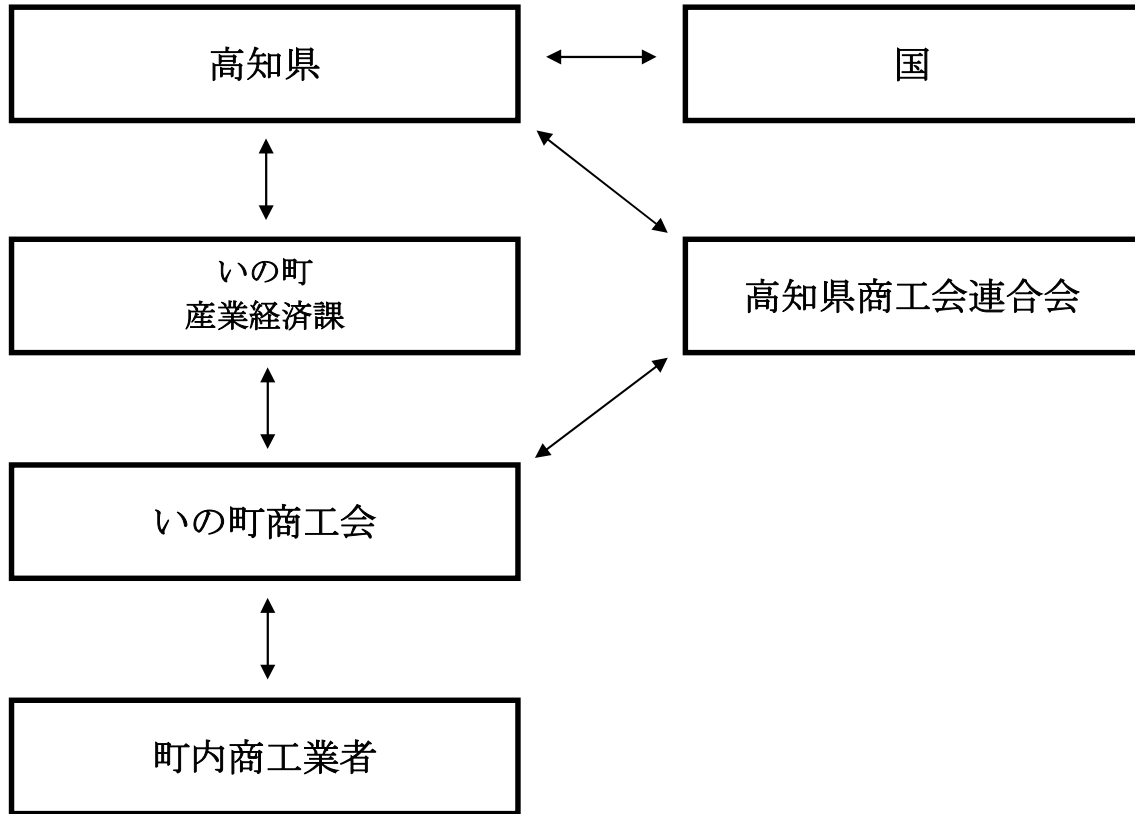
### 被害情報等の共有間隔

期間	情報共有する間隔
被災後～週間以内	1日に2回（10時、15時）共有する
2週間以内	1日に1回（15時）共有する
1月以内	2日に1回共有する
1か月超	1週に1回共有する

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町に設置される感染症対策本部の方針に則り、当会による感染症対策を行う

### 〈3、発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害発災時は、地区内の商工業者及び管内の被害情報について、商工会員並びに住民等の協力を得て的確に収集し、迅速な報告を行うとともに指揮命令についても円滑に行うことができる仕組みを構築する。連絡体制図は以下のとおりである。



- ・地震等大規模な被災地域では、地盤条件が変化し、少ない降雨でも土石流や地すべり等の土砂災害が発生する危険性が増大する。よって、当会が実施する被害状況の把握など情報収集の初動対応については、二次災害の発生を抑制する為、土砂災害防止法に基づき国や県が実施した緊急調査結果情報を、関係機関を通じ速やかに共有し、警戒区域等には立ち入らないなど被災地域での活動についてのいの町災害対策本部の指示を確認する。
- ・被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法については、独自の様式をもって行う。
- ・被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業BCP運用指針第2版(復旧費用の算定)』に基づき、事業の復旧に必要な費用(再調達価格)を見積もることとする。
- ・当会と当町が共有した情報を高知県の指定する方法により報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を高知県の指定する方法にて当会又は当町より高知県へ報告する。

### 〈4、応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の設置等については関係機関と相談し対応する。また、国、県が実施する支援施策に従い、依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口の設置に当たっては、安全性確保が確認されたあと商工会館(本所)において実施する。商工会館(本所)が被災し、利用が出来ない場合の代替施設については、関係機関と相談のうえ、早期に確保する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の把握に努め、災害発生後、事業継続にむけた諸課題を経営者

と共有し、速やかにそれぞれの企業の実態に即した支援策・解決策を提言するなど、事業者に寄り添ったきめ細やかな伴走型支援を実施する。

- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や高知県、馬路村の施策)について地区内小規模事業者に周知する。

#### 〈5、地区内小規模事業者に対する復興支援〉

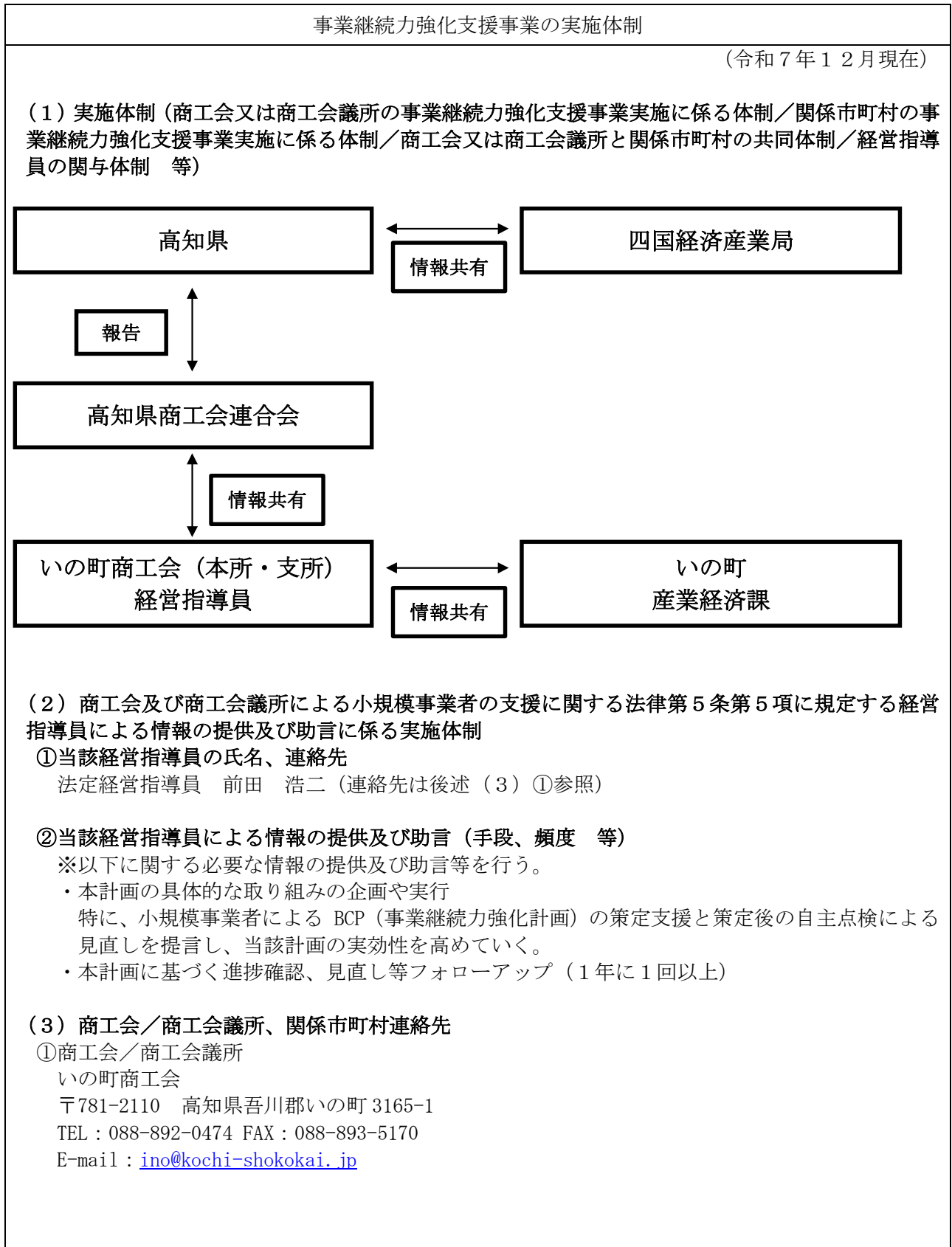
- ・高知県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。具体的には、災害時における中小企業対策としての相談窓口を設置するほか、資金繰り支援を中心とした金融支援や復興にむけた設備資金など県の特別融資制度の活用、信用保証枠の拡大や行政による利子補給、保証料補給などの制度情報を提供し利用促進を図る。
- ・災害救助法、激甚災害法が適用された場合は、セーフティネット等融資制度の開始もあるので金融機関等関係支援機関と連携を十分とりながら支援していく。
- ・連携する保険会社との情報を共有し、復旧資金の調達に支障がないよう支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当町・当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を高知県並びに高知県商工会連合会等に相談し対応する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

いの町 産業経済課

〒781-2110 高知県吾川郡いの町 1700-1

TEL : 088-893-1115 FAX : 088-893-1440

E-mail : sankei@town.ino.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
専門家派遣費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	100	100	100	100	100
防災、感染症対策費	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、町補助金、高知県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

